



【共用部分について】
 太線内の「学童部分」以外のスペースについては
 保育園・学童クラブでの共有スペースとします。
 ※詳細な運用については、区・区が委託する学童クラブ運営法人と
 別途協議の上決定するものとします。

3階平面図 S=1:100